

不当判決を許さない!

3月22日13時10分より、大阪地方裁判所第1009号法廷で、原告の船出さんが年休で休むのに診断書の提出を強要された事を不当として訴えた裁判の判決言い渡しが行われました。

判決言い渡しに際し、裁判長は主文を言い渡す前に裁判所が認めた「事実」について概略を読み上げましたが、被告会社の主張をそのまま引用したものであり、主文に至っては「1 原告の請求をいずれも棄却する。」「2 訴訟費用は、原告の負担とする。」としたまったく不当な判決でした。

証人を認めず、個人被告の陳述書は一人しか出さず、事実関係についての争いを避けた上での出された不当判決でした。

本日の不当判決を受けて原告の船出さんは、事実を見ようとしなない裁判所への憤りを露わにし、この間裁判を支えてくれたプロジェクトの仲間と相談して控訴されることを決意されています。

船出さんとプロジェクトの仲間は、理不尽な対応をした会社を許さず、労働者の権利たる年休権を守るためにこれからも共に闘います。

これからも御支援よろしく申し上げます。

不当判決を弾劾する!